

令和 年 月 日

市民税・府民税・森林環境税納税管理人申告（承認申請）書

（宛先）東大阪市長

納税者 住所又は所在地

氏名又は名称

地方税法第300条、および東大阪市税条例第9条第1項の規定により、次の通り納税管理人を定め（変更）しましたので、申告（承認申請）します。

1 新しく定める納税管理人

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

2 廃止する納税管理人

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

※変更の場合は旧管理人を2に新管理人を1に記入し、廃止の場合は2に記入してください。

3 納税管理人を定めた（変更・廃止）理由

1 出国

2 市外転出

3 帰国

4 その他（具体的な理由）

4 その他参考事項

（1）出国（予定）年月日 年 月 日

帰国（予定）年月日 年 月 日

（2）新住所・居所地

根拠法令 地方税法第300条 東大阪市税条例第9条

問い合わせ・提出先

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市税務部市民税課

電話 06-4309-3135

FAX 06-4309-3809

納税管理人とは

その年の一月一日現在、東大阪市に住所を有し、それ以降、市外又は国外に転出する場合には納税管理人を指定しなければならないことになっています。ただし、東大阪市長が指定不要とする場合は必要有りません。

転出される場合で、納付の便宜上必要な場合に、納税管理人申告書の提出をお願いします。

【注意事項】

- 原則本人の申請により送付先等の設定を行います。（電話のみの申請は本人確認が困難なため受付できません。）
- 必ず本人確認のできる書類の写及び納税管理人の身分証明書の写を添付してください。
＜本人確認書類の例＞
マイナンバーカード・自動車運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳など
- 例外として代理人（親族、成年後見人等）の申請も一部受付します。
- 本申請によって納税管理人を設定したという内容の通知については省略させていただきます。
- 納税管理人の変更及び削除の場合も本申請書により再度申し出てください。